

# 特任職員の委嘱に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人神戸大学六甲台後援会（以下「この法人」という。）定款第40条（委任）の規定に基づき設置する特任職員の委嘱の条件等を定めることを目的とする。

(委嘱基準)

第2条 この法人の事業の円滑な運営を図るうえで、理事長が特に必要であると判断した業務があるときは、当該業務の経験者に委嘱することができる。

(委嘱及び解任の決定)

第3条 特任職員の委嘱及び解任の決定は、理事長の決裁による。

(任 期)

第4条 特任職員の任期は1年とする。ただし、特別な事情があるときは、理事長の決裁により延長することが出来ることとする。

(委嘱する業務)

第5条 委嘱する業務は、第2条（委嘱基準）に定める理事長が特に必要であると判断した業務であり、当該業務を辞令に記載して委嘱する。

(勤 務)

第6条 特任職員の勤務は、1週間のうち原則として3日以内とする。労働時間及び休日は、この法人の就業規則第8条（労働時間及び休憩時間）及び第9条（休日）の規定に準ずる。

(給与手当)

第7条 特任職員の給与手当は、給与及び通勤手当とし、期末手当は支払わない。

(給与月額)

第8条 給与は毎月支払い、その金額を辞令に記載して委嘱する。

(給与の支給)

第9条 給与は、毎月17日に支給する。

2 前項に規定する日が、日曜日に当たるときは、当該規定する日の前々日、又、その日が土曜日に当たるときは、当該規定する日の前日とする。ただし、当該規定する日の前々日、若しくは、当該規定する日が14日になるときは18日とする。

(退職手当)

第10条 特任職員には、退職手当を支給しない。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、特任職員の住居からこの法人の事務所まで、通常の経路を公共交通機関で往復する場合の交通費相当額とし、毎月支払う。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。